

参考人等及び犯罪の被害者等に対する旅費の支給について

平成10年3月2日

栃会第1号栃木県警察本部長通達

本通達は、警察の公務の執行補助のために、警察に招致した参考人等または被害者等に係る旅費の支給規定を定めたものである。